平成２８年（フ）第６３号
山梨県甲州市大和町日影216番地９
債務者　沼尾　　学
１　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥野　雅嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
三重県伊賀市中柘植1296番地
債務者　宮田　定樹
１　決定年月日時　平成28年４月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第６０４号
神奈川県藤沢市城南４丁目10番33号　エストレージャ湘南722号
債務者　福島祐太郎
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　逢見　友紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５２号
福岡市東区香椎３丁目３番42号
債務者　松元　　敦
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　直輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１８号
北海道夕張郡由仁町三川旭町231番地
債務者　高山　寿人
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第３５号
北海道室蘭市東町５丁目４番３―302号、前住所北海道室蘭市東町５丁目４番１―302号
債務者　熊谷　千種
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
北海道室蘭市母恋南町３丁目７番６号
債務者　木原　礼子
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
名古屋市港区惟信町５丁目42番地　惟信ハイツ205号
債務者　大槻美代子
１　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県小野市垂井町1017番地　ハイツ和光Ｂ201
債務者　稲田　敏人
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２２号
兵庫県小野市垂井町1017番地　ハイツ和光Ｂ201
債務者　稲田　昌代
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６４号
長崎県長崎市岩屋町11番36号　リバーサイド岩屋102号室、旧住所長崎県長崎市入船町150番地　松川アパート左
債務者　濱口　優行
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
長崎県長崎市宿町32番地　フェニックスガーデン603
債務者　濵口　一彦
１　決定年月日時　平成28年４月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷699番地56
債務者　**徳**渕　廣義
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
福島県いわき市錦町古川５番地の12
債務者　高萩　光徳
１　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第４１号
長野県東筑摩郡山形村7310番地７
債務者　田口　珠里
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１０２号
兵庫県姫路市花田町加納原田183番地１
債務者　藤田　雅一
１　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６７号
広島市南区宇品神田５丁目19番21―801号
債務者　難波　徹次
１　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
広島地方裁判所民事第４部